

平成28年度 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 非常勤職員募集要項

北区社会福祉協議会では、下記のとおり非常勤職員を募集します。

記

1. 募集内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集人員 | 2名 |
| (2) 勤務地 | 北区社会福祉協議会事務局（北区岸町1丁目） |
| (3) 職務内容 | 社会福祉協議会業務全般
※具体的な業務内容・配属は、採用後決定します。 |
| (4) 雇用形態 | 非常勤職員 |
| (5) 雇用期間 | 平成29年5月1日（応相談）～平成30年 3月31日 |
| (6) 試用期間 | 6ヵ月（同条件） |
| (7) 契約更新 | 雇用契約の更新について双方の合意があった場合、契約更新があります。
ただし、以下の場合は、契約更新しない場合があります。
① 懲戒処分に該当する行為があった場合
② 解雇事由に該当する行為があった場合
③ 人事考課制度による評価がD若しくはCが複数回続き、改善が見られない場合
④ 組織変更等の本会の業務の都合により担当業務が次年度行なわれないことが明らかになり、かつ、代替業務がない場合 |
| (8) 学歴 | 不問 |
| (9) 業務経歴 | 不問 ※新卒可 |
| (10) 年齢 | 当会の規則では、65歳に達した最初の3月31日までで、以降契約更新をしないこととなっております。（定年となっております。）
65歳に達するまでに1年以上期間がある方を希望いたします。 |
| (11) 資格・経歴等 | ①社会福祉士資格（受験資格可）または精神保健福祉士資格がある方を希望します。
②普通自動車免許（AT限定可）を所持している方。
※運転できる方を希望します。
③自転車に乗れる方
④パソコン操作（エクセル、ワードほか）ができる方。 |
| (12) 賃金 | 月給190,800円 |
| (13) 一律手当 | なし |
| (14) 通勤手当 | 限度額 月額55,000円 |
| (15) 賞与 | なし |
| (16) 昇給 | なし |

	※ただし、双方の合意に基づく契約更新により継続勤務した場合、勤務年数により基本月額の変更（増額）があり得ます。
(17)勤務時間	事務局勤務 = 8:30~17:15（土曜日勤務の場合は、12:30まで）
(18)休憩時間	事務局 = 60分
(19)勤務日数	月18日 ア. 事務局勤務の場合は、原則として月～金曜日で月18日勤務です。 イ. 事務局勤務の場合、交代制により4～5週に1回、土曜（8:30～12:30の4時間）勤務があります。土曜日勤務の場合は、原則として当該土曜日を含む週のうちに休日を振り替えます。
(20)時間外勤務	あり（おおむね10～15時間） ※配属や時期により増減があり得ます。
(21)休日	日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3） ※行事等により、年間数日程度、休日の勤務があり得ます。
(22)年次有給休暇	あり
(23)他の休暇	夏季休暇、慶弔休暇、産前産後休暇、育児・介護休業制度等整備
(24)社会保険	雇用・労災・健康・厚生年金
(25)退職金制度	なし ただし、東京都社会福祉協議会従事者共済に任意により加入できます。
(26)福利厚生	東京城北勤労者サービスセンター、福利厚生センター（ソウェルクラブ）
(27)定年	65歳（65歳に達した最初の3月31日まで）

2. 応募・選考

(1)応募方法	まずはお電話ください。その後、本会指定の応募用紙、資格証明書写し（普通自動車免許証を含む）、職務経験のある方は職務経歴書、返信用封筒（角2サイズ、140円切手貼付。返信先宛名記入）を、北区社会福祉協議会管理係まで郵送または持参してください。 ※応募用紙は、本会ホームページより入手できます。自筆で記入してください。 ※郵送の場合、封筒の表に「採用応募」と朱書きしてください。 ※郵便事故は責任を負いかねます。
(2)募集期間	平成29年3月14日（火）～3月31日（金）必着
(3)選考方法	適性検査及び面接試験
(4)選考試験日	平成29年4月7日（金）9時00分～12時00分 ※一人あたりの面接時間は20分程度です。応募人数により終了時間は前後します。
(5)試験会場	適性検査；岸町ふれあい館（北区岸町1-6-17）2階 第二集会室 面接試験；岸町ふれあい館（北区岸町1-6-17）1階 第一集会室

4. 応募及び問い合わせ先 社会福祉法人北区社会福祉協議会 管理係（担当；岡田）
〒114-0021 東京都北区岸町1-6-17
電話 03（3906）2352／FAX03（3905）4653